

障害福祉分野

就職支援金

貸付け制度のお知らせ

「障害福祉分野就職支援金」貸付制度は、国及び岐阜県の補助を受け、岐阜県福祉人材総合支援センターが、他の業種で働いた方々の障害福祉分野への参入をサポートする制度です。

対象

次の①～③までの要件をすべて満たす方

- ①介護職員初任者研修以上の研修、障害者居宅介護従事者基礎研修等を修了した方（研修を受ける予定の方もご相談ください）で、*1
- ②岐阜県福祉人材総合支援センターに予め①の資格等の届出をし*2
- ③岐阜県内の障害福祉事業所・施設において障害福祉職員等として就職する方。

貸付条件

金額：総額 **20万円** 以内
(一人当たり一回限り)

利子：無利子 * 返還猶予期限は最長4年

*1 障害者居宅介護従事者基礎研修等については、障害者居宅介護従事者基礎研修、重度訪問介護従業者養成研修（基礎、統合及び行動障害支援いずれかの課程と応用を受講）、同行援護従業者養成研修（基礎、応用を受講）、行動援護従業者養成研修のことを言います。

*2 介護の資格を持っていても他分野で働いておられた方が、いつでも介護分野で活躍できるように、また、資格を取得して介護分野で活躍されたい方を応援するために創立された制度です。福祉人材総合支援センターに届出・登録することで、介護に関わる最新情報の提供や研修によるスキル維持・向上のサポート、就職の意向をもった時には、就職場所を紹介するといった支援を継続して受けることができます。

資格等の届出用
QRコード



貸付対象となる経費

障害福祉分野に新たに就職する際に必要となる費用で次のようなものが対象となります。(確認資料が必要)

- * 就職活動時に子どもの預け先を探す際の活動費
- * 障害福祉等に係る軽微な情報収集や講習会参加費、参考図書購入費
- * 障害福祉職員等として働く際に必要となる靴や道具、鞆等の被服費
- * 就職のために転居をする場合の敷金、礼金及び転居費用
- * 通勤用の自転車又はバイクの購入費
- * その他、就職する際に必要となる経費

返還免除条件

返還免除の条件は下記のとおりです。

- ①岐阜県内の障害福祉事業所・施設において
- ②障害福祉職員等の業務に従事し
- ③以後継続して2年間*³当該業務に従事したとき*⁴

*³ 在職期間が通算730日以上であり、かつ、障害福祉職員等の業務に従事した日数が360日以上あること。

*⁴ 2年経過前に退職した場合、原則、3ヶ月以内に障害福祉職員等の業務に従事しなければ、返還となります。

障害福祉職員として活躍しませんか。



社会福祉法人 **岐阜県社会福祉協議会**
岐阜県福祉人材総合支援センター

〒500-8385 岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1
岐阜県福祉・農業会館3階

問合せ先

TEL.058-201-2261(直通)
ホームページ <http://www.winc.or.jp/>

- JR岐阜駅・名鉄岐阜駅より
岐阜バス 県庁経由「OKB ふれあい会館」下車 徒歩1分
- JR西岐阜駅より西ぎふ・くるくるバス「福祉・農業会館南」下車

